

## 随意契約理由書

件名	本庁舎議場放送設備保守点検等業務	
契約の相手方	日本無線株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
随意契約の理由	<p>市会本会議場の放送設備の製造及び改修等の施行業者である上記請負人によって、当該設備のシステムのソフト開発・設計が神戸市用にカスタマイズされており、そのノウハウは他業者へ提供は行っていない。</p> <p>また、議場放送設備の故障や不具合、経年劣化による部品類の交換などについても、部品を上記業者が神戸市用に作製しているものがあり、これも他業者への提供は行っていない。</p> <p>したがって、当該請負人以外には、保守点検や立会業務をはじめ、日々の動作確認や緊急時の即時対応等による改善ができないため、上記業者との随意契約をおこなうものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	市会事務局総務課総務係	(電話番号 078-322-5853)